

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針の 論点ごとの主な変更点（案）

- 基本指針は5年ごとに見直すこととしており、現行基本指針（平成28年10月告示）は、令和3年度秋までに変更予定。
- 平成27年の改正法施行から5年が経過していることも踏まえ、法の施行状況及び鳥獣の保護及び管理に関する社会状況の変化も踏まえた課題と対応方針を整理する。

論点	主な変更点（新たに追加を検討する記述）	主な変更箇所
鳥獣の管理の強化	● 第二種特定計画の目的を達成するため、数値等で具体的に評価可能な目標を設定するとともに、第二種特定計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲等事業も含めて、適切な評価、見直しを行い、順応的な計画の推進を図る。	P.47-50
	● 県をまたぐ指定管理捕獲等事業の実施について、必要に応じ広域協議会を組織して捕獲に取り組む。	P.4-5、61
	● 国は、都道府県が必要な認定事業者を確保できるよう事業者育成の取組を引き続き支援するとともに、質の向上のための取組に努める。	P.16-17
鳥獣の保護の推進	● 錯誤捕獲の防止のため、鳥獣保護管理事業における錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じわなの規制の見直しを図るとともに、捕獲者への指導・錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進する。	P.10、42、51
	● 鳥類の鉛中毒の防止のため、全国的なモニタリング体制の構築と鉛汚染による種や個体群への影響評価を進めるとともに、捕獲した鳥獣の放置の禁止を徹底する。	P.20
人材育成	● 狩猟者等の鳥獣の捕獲の担い手の確保・育成に関して、免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めることが重要。	P.3、10、54
	● 大学等と連携した専門人材の育成・確保の整備に向けた検討・支援を進める。	P.16
野生鳥獣に由来する感染症対策	● 野生鳥獣由来の感染症について、希少鳥獣保護の観点も踏まえながら、情報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等を実施し、感染症対策の観点からも野生鳥獣の保護管理に取り組んでいく。 ● 公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等とも連携・情報共有を行って対応することが必要。 ● 豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）に関しては、野生イノシシにおける感染状況確認調査及び捕獲の強化を	P.18-19、20、57-58

	推進。	
その他	● 外来鳥獣を狩猟鳥獣として指定する際、計画的な管理への影響の有無等について考慮する。	P.12
	● 捕獲物の処理について、感染症の拡大が懸念される場合は防疫措置をとること、外来鳥獣については放獣しないことを指導する。	P.41-42
	● 市街地に出没する鳥獣への対応のために必要な連絡体制を構築するとともに人材育成の取組を検討することが必要。	P.6、53
	● 鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ化、見える化を推進する。	P.7-8 P.51